

平成29年分 給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出について

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者（※）は、法人・個人を問わず、すべての従業員等について、平成29年中に支払った給与について給与支払報告書を提出していただくことになっています。（地方税法第317条の6）

※従業員を雇用する給与支払者（事業主）は、すべて所得税の源泉徴収義務者となります。（所得税法第183条）

伯耆町へ提出いただく対象者

次のいずれかに該当するすべての従業員等について、平成29年中（1月1日～12月31日）に支払った給与について個人別明細書を作成のうえ、右の総括表とあわせて提出してください。（支払額の多少にかかわらず提出が必要です。）

パート・アルバイト、役員等を含むすべての方のうち、

- ・平成30年1月1日現在の在職者のうち、同日現在に伯耆町にお住まいの方
- ・平成29年中の退職者のうち、退職日現在に伯耆町にお住まいの方

《ご注意》

住民税の給与支払報告書は、所得税の源泉徴収票とは異なり、前年中に給与を支払ったすべての従業員等（※）について提出していただく必要があります。

※所得税の源泉徴収税額がない方や、年末調整をしない方、個人で税務署へ確定申告をされる方などについても給与支払報告書の提出が必要です。

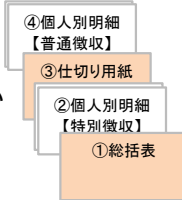
個人町・県民税の給与からの特別徴収（差し引き）について

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者（事業主）は、地方税法第321条の4の規定により、原則、すべて特別徴収義務者として、従業員の個人町・県民税を特別徴収していただくことになっています。（事業主や従業員の意思で徴収方法を選択することは本来できません。）

給与支払報告書の調製方法について

給与支払報告書は次の順番で調製をお願いします

- ①給与支払報告書（総括表） ※右上の用紙をご利用ください
- ②給与支払報告書（個人別明細書）【特別徴収対象者】
- ③仕切り用紙 ※右下の用紙をご利用下さい
- ④給与支払報告書（個人別明細書）【普通徴収対象者】



<提出先及びお問い合わせ先>

〒689-4133
鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町役場 住民課税務室
TEL 0859-68-3114
FAX 0859-68-3866

30

（平成29年分）

給与支払報告書（総括表）

伯耆町長 様

平成 年 月 日提出

種別	整理番号	
※	※	※

（切り取り線）

（市町村提出用）

フリガナ	事業種目	
給与支払者の法人番号又は個人番号、名称又は氏名	受給者総人員	人
給与支払者所在地（住所）	特別徴収（給与から差引）	人
	普通徴収（退職者等）	人
	合計	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名・印	前年の特別徴収義務者指定番号	
連絡者の係及び氏名並びに電話番号等	新たに特別徴収を開始する事業所は○で囲む	新規
	特別徴収税額納入書の要否（いずれかに○）	要・不要

仕切り用紙

【普通徴収】対象者給与支払報告書

提出枚数	枚
------	---

※総括表の報告人員（普通徴収）と一致させて下さい